

1 はじめに

平成28年度において、本法人が実施した障害者福祉の主な事業内容は、障害者支援施設として生活介護、施設入所支援、及び短期入所の事業を行い、そのほかには、共同生活介護事業として、つわぶきの家を運営している。又、在宅障害者の支援として1市2町からの委託を受けて特定相談支援事業、平成28年10月から精神障害者等を対象とした一般相談支援事業を実施し、いずれの事業も順調に運営されている。

そのほか、介護保険の事業として、認知症高齢者グループホームを運営している。

以下、各事業ごとにその現状を報告する。

障害者支援施設

(1) 生活介護事業

生活介護事業は、通所と入所の利用の皆さんが日中支援の対象であるが、つわぶきの家の利用者も対象者に含まれる。利用施設は、主に生活センターを使用し、創作活動、生活訓練及び施設内活動等のサービスを行っている。今後も、行事の内容を魅力のあるように工夫を行い、利用者の要望に応じていく。

在宅からの通所者の送迎についても、前年度と同様に実施した。

(2) 施設入所支援

施設入所支援は、入所利用者の夜間帯の支援で、前年度と同様の支援の内容で実施している。これらの事業は、サービスの内容自体は制度に沿って行われ、ケアプランに基づいた生活介護が行われている。サービスの質の維持も当然であるが、利用者の健康管理については、常に留意し、また、生活全般についても如何に良好な状態を保ち持続させるかが重要である。また、医療行為の一部として、喀痰の吸引及び経管栄養の管理等の事項が加わり、職員の専門性が追求されることになり、看護師、生活支援員共に、実務研修が実施され修了しているところである。

(3) 短期入所

短期入所は、施設入所支援の施設の利用状況との関連で、職員の勤務体制、施設の設備等の確保が必要であり、在宅障害者の緊急の事態に対応できる体制作りが求められる。当該年度に於いては、利用日数は若干増加した。

(4) 相談支援事業

相談支援事業は前年度に引き続いて、水俣市・芦北町及び津奈木町からの委託事業として特定相談支援事業を実施した。事業の内容として在宅の知的、身体、精神の三障害者の生活状況の把握、支援計画の作成、他の福祉サービスの利用状況の把握や、施設の利用や行政機関との連携活用、情報の提供、住宅の改修、装具の選定に至るまで幅広く活動している。

また、平成28年10月からは、県から一般相談支援事業の指定を受け、地域移行支援を行った。

(5) 障害者グループホーム（つわぶきの家）

開設して7年目を迎えたグループホームは、利用者の定員確保を図りながら、障害者の生活居住の施設としての機能を果たしている。利用者の生活も安定しており、職員の対応も生活支援の経験を積み重ねサービスの向上に努めている。

介護保険事業

(6) 認知症高齢者グループホーム（つわぶき）

介護保険関係の指定事業としての、認知症高齢者のグループホームは、利用者の入退所の変動も少なく定員充足数に変わりがなく、地元の湯北地区との交流等が図られている。平成24年度、町の地域密着型施設整備補助事業として施工した二号館の増築により、地域における入所希望者の利用の拡大が図られたところである。

以上、本年度の各事業については、日々の実績の積み重ねにより、ほぼ、順調に推移したものと考えられるが、再三にわたり制度改正がなされている現状では、改正に即応できる体制づくりが、事業経営の安定に必要不可欠であり、的確な情報の収集と、迅速な実行能力の育成が必要となっている。

2 職員の配置体制

職員の体制としては、国県が定めた運営基準に従い、各事業の運営規程に定められた人員を配置し、常勤換算による人員数の維持に努めた。また、退職者の補充等については、新規採用職員の確保に努めるとともに効率的な人材の活用を推進した。

事業管理者については、相談支援事業管理者と、つわぶきの家の管理者を施設長が兼務し、グループホームの管理者は単独で配置している。サービス管理責任者は施設入所と生活介護及び短期入所の事業をまとめて支援施設として配置し、つわぶきの家は別個にサービス管理責任者を配置している。グループホームは計画策定担当者を配置している。

直接処遇職員として、支援施設には、生活支援員と看護師及び理学療法士のほか栄養士を置き、グループホームには介護員を、つわぶきの家には生活支援員と世話人を兼務でそれぞれ配置し、相談支援事業には、相談支援専門員を専従で配置している。

職制の区分は運営規程の定めに従っているものの、つわぶきの家の事業活動は、施設運営の都合により生活介護と連携した体制である。何れの場合も、常に常勤換算による人員数を確保することが条件となっている。又、医師の配置は、利用者の処遇上必要な人員ということで、嘱託医師を非常勤でお願いし例年通りの配置となっている。

第1表 事業別職員体制

(単位：人)

区 分			管理者	サービス 管理責任者	生 活 支援員	看護師	栄養士	理 学 療法士	医師	訓 練 指導員	その他
施設入所	共 通	基準	1	2	45	1	1	1	必要数		必要数
生活介護		現行	1	2	46	5	1	2	(1)		2
短期入所		差引			1	4	0	1			
特定相談支援	現行		1	2			配置人員は、相談支援専門員と読み替える。				
つわぶきの家	現行		1	1	6		生活支援員と世話人を兼務				
グループホーム	現行		1		15		内1名は計画作成担当者の兼務				

3 勤 務 体 制

職員の勤務体制は、就業規則に基づき雇用されたもので正規職員、契約職員及びパートタイム職員に区分されている。職員は、各指定事業の運営規程に定められた、常勤換算により算定された人員数を確保している。

また、各職域の職員の勤務体制としては、先ず利用者の月間の生活や、行事の日程を

基礎として配置人員を確保し、利用者に対するサービスの向上に努めている。勤務する職員の側も、生活リズムを考慮して、一ヶ月単位の変形労働時間の勤務体制を採用し、所定労働時間の維持・確保に努めている。

第2表 勤務時間常別職員数

(単位：人)

区 分	管理者	サービス 管理責任者	生活支援 員、介護員	看護師	栄養士	理 学 療法士	医 師	その他	摘 要
支援施設 (短期入所)	早 朝	-	-	2	-	-	-	-	
	日 中	1	1	14	5	1	2	(1)	2
	宵 夜	-	-	3	-	-	-	-	
	深 夜	-	-	3	-	-	-	-	
つわぶきの 家	日 勤	1	1	3	-	-	-	-	
	夜 勤	-	-	1	-	-	-	-	
グループ ホーム	日 勤	1	-	7	-	-	-	-	
	夜 勤	-	-	2	-	-	-	-	

4 利用者定員、対象者

- ◎ 利用者定員は、施設入所支援は定員50人に対し、年間の施設の利用枠を有効に活用する措置として、外泊や入院等により利用枠に空白が生じる部分を活用し、弾力条項を適用して、利用者53人の入所支援を行っている。

生活介護は、指定基準による利用者定員は60人であり、定員超過枠を活用してサービスを提供し、87人の生活介護の支援を行っている。短期入所は定員5人の枠を保有している。

- ◎ 利用対象者は、市町村の判定調査に基づき交付された福祉サービス受給者証保持者で、利用申し込みの受付の順位に従い利用決定がなされている。制度改正により、身体・知的、精神の三障害が対象となった。身体と知的障害者が多く、精神障害者の利用は少ない。

短期入所及びつわぶきの家の対象者は、市町村から受給者証の交付を受けた三障害の方が対象者であるが、身体、知的に特定しているほか、利用の手続きその他の事項は、ほかの福祉サービスの取り扱いと同様である。

グループホームの利用対象者についても、手続きの大まかな部分は、他の介護保険事業の利用と共通する面がある。利用者の充足率は殆どが満床の状態である。

第3表 月別事業種別利用実績（介護保険法関係分）

事 業 別	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
グループホーム	人員	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216

第4表 月別事業種別利用実績（障害者総合支援法関係分）

事 業 別	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
施設入所	人員	48.7	49.0	47.2	49.2	46.4	48.2	49.5	49.0	49.5	50.2	50.4	50.3	587.6
生活介護	人員	73.0	72.4	70.0	71.1	68.9	70.4	73.5	73.7	74.2	72.0	71.0	73.9	864.8
短期入所	人員	9	9	9	7	8	12	12	11	11	10	6	6	110
	日数	119	102	103	100	93	128	125	119	136	157	115	131	1428
相談支援	件数	140	105	158	121	148	151	158	173	161	154	128	200	1797
つわぶきの家	人員	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120

5 利用時間、利用日

利用時間及び利用日については、原則として、年間を通じて受け入れる体制である。施設入所・生活介護及び短期入所の利用については、支援施設運営規程により、通年を営業日と定めている。つわぶきの家及び相談支援事業、並びに認知症グループホームについても、それぞれの事業の運営規程に利用時間及び利用日について同じように定めている。宿泊を伴うものは、施設来園日から退園日までである。日中の生活介護利用の場合は、朝夕の送迎に要する時間も利用の範囲内であり、職員の勤務体制もそれらを考慮して編成している。各事業は年間を通じて休みなく、利用者の希望に沿って福祉サービスが受けられるよう体制を整備している。

第5表 事業別の利用時間と利用日一覧

事業別	利用時間	利用日	備考
施設入所	終 日	通 年 (利用契約による)	
生活介護	9:30~16:30	通 年 (利用契約による)	
短期入所	終 日	支給認定の期間、利用契約による	
相談支援	8:30~17:30	通 年 月曜日から金曜日まで	
つわぶきの家	終 日	通 年 (利用契約による)	
グループホーム	終 日	通 年 (利用契約による)	

6 利 用 料

利用料は、障害福祉サービスの全体が、市町村の決定に基づき介護給付費として、障害判定区分に従って公費により90%が支給され、代理受領により収納している。残り10%は個人負担分として、施設で直接徴収することになっている。

認知症グループホームは介護保険料として、障害者の介護給付費と同様に、判定区分に従い代理受領となる。何れも県国保連合会からの振込みで、2ヶ月遅れで支給されている。これらはすべて介護や支援の事実確認の資料の整備が必要で、請求事務の正確性と迅速性が要求される。当該年度では何ら支障なく収納されている。

その他の個人負担については、利用契約書と重要事項説明書に明記された事項について、口座引き落としの方法により納入されている。

第6表 事業別の利用料の区分別一覧

事業別	市町村介護給付金	利用者負担額	日用品費	住居費	備考
施設入所	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	なし	
生活介護	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	なし	
短期入所	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	なし	
相談支援	なし	なし	なし	なし	
つわぶきの家	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	定 額	
グループホーム	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	定 額	

第7表 出身市町村別利用者数

(単位：人)

区 分	八代市	水俣市	人吉市	宇城市	芦北町	津奈木町			計
施設入所	4	28	1	1	17	2			53
生活介護	8	48		1	27	3			87
短期入所		5			2				7
つわぶきの家	3	5			2				10
グループホーム					18				18

7 給 食

施設の給食業務は、外部の専門業者に全面的に委託し提供している。受託会社の方で調理員を配置し、食材の仕入れから調理全般に至る一切の業務を担当している。そのほかに施設職員として栄養士を配置して、利用者の食育・栄養及び衛生の管理を行っている。

施設と設備は、全面的に法人側の管理である。基本的には、総合福祉法に基づく運営基準に従ったサービスを提供している。

給食の種別としては、普通食のほか特別食を調理し、咀嚼、嚥下等困難者には、きざみ食、ミキサー食及び鼻腔食等をそれぞれの利用者の状態に合わせて提供している。利用者の高齢化と障害の重度化により経管食が増加する傾向にある。

そのほかに各種行事の際は、その都度必要に応じて特別献立により行事食を提供し、利用者の施設生活での楽しみを提供している。

第8表 入所利用者の食事区分

区 分	普通食	糖尿食	肥満食	減塩食	透析食	粥食	経口栄養	経管栄養	計
人 数	14	6	9	8	0	5	0	11	53 人
提供割合	26.4	11.3	17.0	15.1	0.0	9.4	0.0	20.8	100.0%

第9表 月別の給食実績（支援施設）

（単位：食）

区 分	施設入所			生活介護 昼 食	短期入所			合 計
	朝 食	昼 食	夕 食		朝食	昼食	夕食	
4 月	1,125	1,144	1,145	401	107	116	108	4,146
5 月	1,151	1,176	1,155	437	89	101	91	4,200
6 月	1,092	1,128	1,093	434	94	102	94	4,037
7 月	1,190	1,227	1,154	397	84	97	83	4,232
8 月	1,142	1,159	1,142	415	75	87	77	4,097
9 月	1,135	1,196	1,138	403	106	119	111	4,208
10月	1,243	1,206	1,244	420	105	109	106	4,433
11月	1,176	1,200	1,177	454	98	108	99	4,312
12月	1,239	1,232	1,239	452	112	120	119	4,513
1 月	1,237	1,269	1,243	385	141	148	145	4,568
2 月	1,128	1,150	1,132	341	113	109	112	4,085
3 月	1,247	1,284	1,256	469	122	125	124	4,627
計	14,105	14,371	14,118	5,008	1,246	1,341	1,269	51,458
前年度	14,349	14,247	14,369	5,142	1,102	1,261	1,111	51,581

グループホームの給食は、利用者と職員の共同作業により調理するようにしている。献立については、利用者の嗜好を配慮し、利用者と職員との家族的な雰囲気の中で、毎日の食事の構成に努めている。

つわぶきの家の給食は、日中の生活介護の昼食が施設給食により提供されることから、別途の調理としないで、朝食、夕食についても配膳車を活用し、施設給食と同様の提供である。

第10表 月別の給食実績（つわぶきの家）

（単位：食）

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
朝食	269	293	296	308	309	298	310	298	310	306	279	310	3,586
昼食	69	73	68	88	68	71	79	70	71	96	69	70	892
夕食	268	292	296	298	308	299	308	296	307	307	278	308	3,565
計	606	658	660	694	685	668	697	664	688	709	626	688	8,043
前年度	552	637	547	609	633	572	618	601	606	635	579	618	7,207

8 職員会議等

職員会議は、運営会議、全体会議、及び給食委員会等は定期的に月1回とし、運営調整会議、各職域では定例に利用者の情報交換を含め開催し、必要に応じて随時介護検討の会議を開催している。特に利用者の範囲が三障害に拡大したことにより、職員間の情報の共有化は不可欠である。その他に職員の構成による運営管理委員会として、サービス、地域支援・広報、環境及び研修の4委員会のほか、安全対策委員会を組織し、会議を定例と臨時を合わせて開催している。開催状況は次のとおりである。

第11表 会議の開催状況

(単位：回)

会議内容	定例	運営	全体	事務	介護	医務	生活センター	給食	各種委員	合計
支援施設	36	12	12	12	24	12	12	12	12	132
つわぶきの家			12							12
グループホーム			12		24					36

9 職員研修

職員の研修は、支援施設関係、グループホーム関係、相談支援関係のそれぞれ専門部門別の研修と、施設運営上必要な資格取得のための研修等に参加した。

研修会主催者別では県社協、全社協に傘下の各種団体の研修会に対し、それぞれの目的に添って参加しており、成果を納めている。また、職員の企画による園内研修を実施し、職員のスキルアップに努めている。

第12表 研修会・会議等出席の延人数

(単位：人)

区分	施設長 副施設長	事務員	サービス 管理責任者	看護師・ 理学療法士	生活 支援員	介護員・ 世話人	栄養士・ 相談専門員
県外	11	1	5	0	7	0	2
県内	22	28	13	3	27	2	38

10 保健衛生、健康管理

利用者及び職員の健康診断については、関係法令・規程等の定めに従い次のとおり実施した。利用者の疾病予防と健康管理については特に留意し、給食、排泄、入浴、睡眠及び運動等、施設の各部所で相互に連携しながら、適切な対応を心掛けている。

本年度は、インフルエンザが発生したため、うがい、手洗い、マスク着用の徹底を行った。

そのほか、利用者の健康診断や予防接種の実施、疾病の早期発見を的確にして治療を優先するように努めている。職員についても、健康の維持管理に努めるとともに感染予防拡大防止の徹底等に取り組んでいる。

第13表 利用者・職員の検診状況

種別	職員検診	夜勤職員	腰痛検診	利用者検診	
回数	1	2	2	1	
人員	81	39	75	53	

11 防災・危機管理

防災、危機管理で先ず取上げることが、利用者の皆さんは、自分の意思で自己の安全を確保できないことであり、援護者である職員の行動次第で生死を左右することになる。

災害、避難訓練は、関係法令や施設運営の基準及び火災予防計画に従い実施している。

特に避難訓練については、新任職員の訓練を重点的に実施するとともに、各施設間相互の連携等、利用者の救助が的確にできる体制づくりを目指した。緊急時に備えてAEDの使用訓練等も実施している。また、平成28年度は、豪雨による土砂災害に対応した避難訓練も実施した。

危機管理は利用者の保護という観点から、各種疾病や感染症等の予防、日常の生活での事故、外出中の交通事故、それに地震、風水害、火災等がある。疾病、感染症等の予防は、的確な医療情報の収集により、感染源の追及と、施設内で拡大防止対策を講じることが必要である。日常生活の事故は、利用者独自の行動判断による自損的事故もあることから、職員の見守りを強化している。

第14表 避難訓練の実施状況

種 別	区 分	避難訓練	通報訓練	消火訓練	招集訓練	その他
石路の里	回 数	4	4	3		
	参加人員	276	241	219		
グループ ホーム	回 数	3	3	3		
	参加人員	69	69	69		
つわぶきの家	回 数	4	4	3		
	参加人員	53	57	43		

12 虐待及び身体拘束の防止

施設で生活される利用者、及び在宅からの通所利用者の何れにしても、身体の拘束や虐待行為等はあってはならない。平成24年10月の虐待防止法の施行を受けて、当法人も虐待対応規程を制定して対応しており、ベッドのサイドモールの設置に関して、ベッドからの落下防止の処置、車イスの操行姿勢の是正等でご家族の同意を得る等の措置をとっている。今後も法律の主旨に沿った措置を行っていく。

第15表 身体拘束に関する家族承諾件数

区 分	ベッドレールの設置	車イスシートベルト着用	下肢固定ベルト着用	個室の施錠(臥床中)	その他
承諾件数	12	27	2	0	9

13 苦情の処理、リスク管理

苦情の発生は、職員の対応の仕方が、利用者の目的に完全に対応できないときに生じており、福祉サービスの業務の中で、苦情が起こらないようにしなければならない。サービス提供者として、常に注意が必要である。

施設入所支援のサービスでは、苦情の受付箱を設置し、常時苦情の受付を行っている。これと併せて、利用者と職員との懇談会を開催し、利用者の要望や不満を聞き、日常生活の満足度の向上に役立てている。

なお、苦情解決に対する取り組みとしては、施設長を解決責任者に、サービス管理責任者を受け付け窓口として、苦情解決の組織を編成し、第三者委員も選任して解決処理の体制を整えている。平成28年度に苦情として受け付けたものは3件であった。

第16表 分野別要望・苦情の件数

区 分	食事関係	排泄関係	入浴関係	就寝関係	行事関係	その他
件数	-	-	-	-	-	3

14 行事、クラブ活動等

季節折々の行事は、利用者の方々が最も楽しみにされているものの一つであり、施設交流、地域交流、気分転換、生活用品の購入及びレクリエーション等、時期や内容を検討しながら実施しており、日中の生活介護の事業として、又、個人的なケアプランと組み合わせるなど、年間を通じて計画的に行事を行っている。今後も、利用者にとって、施設での生活が、豊かで変化に富み楽しいものとなるよう、工夫を凝らしながら積極的に実施していく。

また、俳句や書道等のクラブ活動は、参加者の範囲を特定せずに、できるだけ全員参加を呼びかけて実施している。

第17表 利用者の行事参加状況

(単位：延人数)

区 分	施設交流	地域交流	気分転換	園外買物	園内行事	施設行事
回 数	3	2	18	54	8	4
参加者	利用者	15	186	332	129	281
	職 員	11	178	302	121	226
	計	26	364	634	250	507

15 機関紙等

広報誌は、施設の出来事と利用者の生活状況を載せた内容で、利用者のご家族と施設とをつなぐ方法として重宝されている。月刊として年12回発行し、以下のとおり配布を行った。

第18表 広報誌の配布先の状況

(単位：部)

区 分	市町村	家 族	施 設	役 員	民生委員	学 校	取引業者	地域その他	計
枚 数	5	78	16	13	64	6	15	36	233

16 備品、器具等の購入・建物改修

備品、器具等の更新及び建物の改修等については、

- ① 利用者のプライバシーを守り、利用者もスタッフも安心・安全・安楽な入浴が可能となる、脱衣室併設の個浴槽4室(リフト機設置3室)、特浴槽(寝浴槽)2室(リフト機設置2室)と洗濯室を備えた浴室棟の増築
- ② 相当年数が経ち電気の消費量が大い空調設備を、補助事業により高効率の空調設備に付け替え(本館、生活センター、グループホームつわぶきⅠ号館、グループホームつわぶきの家)
- ③ 老朽化により電圧変換効率が低下してきているキュウビクルについて、電気機器の増加に対応し能力をアップさせた新設備へ取り換え(全施設に対応)
- ④ 消臭や除菌を行いインフルエンザ等の感染予防に資する大型加湿除菌消臭器の設置(本館廊下3台)
- ⑤ 空調の効果を高め感染症対策に資する自動ドアの設置(本館廊下3カ所)、
- ⑥ 老朽化し故障も多くなったナースコールについて、新浴室棟にも対応した新機種による整備(本館)
- ⑦ 利用者使用のトイレについて、お座敷トイレを除くすべてのトイレをウォシュレットに取り換え(本館、生活センター)
- ⑧ 防犯対策を強化し利用者の安全を確保するため、防犯カメラを設置(グループホームつわぶき)

等の整備を行った。今後も、利用者のため安心安全な施設づくりを目指していく。

第19表 設備工事等の概要

事業名	事業概要	工事費
石路の里浴室棟増築工事	個浴4室（リフト機3室）、特浴2室（リフト機2室） （各浴室ごとに脱衣室設置）、洗濯室、トイレ、倉庫	150,202,000円
高効率空調導入工事	本館、生活センター、グループホームつわぶきⅠ号館、グループホームつわぶきの家のエアコン入替	22,410,000
高圧受電キュービクル取換工事	電灯75KVA→100KVA、動力200KVA→300KVA	8,910,000
大型加温除菌消臭器整備	本館2区廊下1台、3区廊下2台設置	2,581,000
自動ドア設置工事	本館設置3箇所	5,043,000
ナースコール設備工事	本館及び浴室棟ナースコール整備	9,800,000
ウォシュレット設置	本館、生活センターウォシュレット取付15台	1,360,000
防犯カメラ設置	GHつわぶき、防犯カメラ、モニター設置	1,771,000

17 その他

障害者福祉事業等を円滑に推進するためには、県、市町村等の行政機関、関係団体や他の障害者支援施設等との密接な連携が必要不可欠であることから、各種の会議や施設間交流等に積極的に参加し、情報の収集等に努めている。

また、福祉サービスの提供を行う介護従事者については、就業規則の見直しや待遇の改善等を行い、新規採用や職員の再雇用により人材の確保に努めている。

以 上